

令和3年度 高年齢労働者安全衛生対策機器実証事業 実証対象の安全衛生対策の募集について

1. 事業の目的・概要

我が国においては、少子・高齢化の進展に加えて、高年齢者雇用安定法により、高年齢労働者雇用が義務付けられること等により、労働者の高年齢化が一層進むものと予測されています。高年齢労働者による労働災害は増加傾向にあり、高齢者が安心して安全に働ける職場づくりや、労働災害の予防的観点からの労働者の身体機能向上のための健康づくりが、これまで以上に重要な社会環境課題となっています。

高齢者の特性に配慮し、高年齢労働者が安心して安全に働くことのできる取組（以下、「高年齢労働者安全衛生対策」という。）の普及が求められている中、民間企業では様々な独創的・先進的な高年齢労働者安全衛生対策が提案されていますが、有用と思われるものであっても労働災害防止対策としての効果等についての客観的な評価が行われていないために、実際に高年齢労働者を雇用する事業者が使用の是非を判断することができず、普及が進んでいない場合があります。

そこで本事業においては、普及が進んでいない高年齢労働者安全衛生対策について、その効果等を厚生労働省が委託する実証機関が客観的に検証（実証）し、結果を公表することにより、適切な安全衛生対策の選択・導入を後押しし、もって高年齢労働者安全衛生対策の推進を図ることを目的とした事業です。

本事業では、有識者による実証検討会において、第三者の立場で安全衛生対策を検証します。

2. 実証対象の安全衛生対策の募集

高年齢労働者の労働災害防止対策の推進を目的とした独創的・先進的な安全衛生対策を募集します。令和3年度は3件程度の実証対象の安全衛生対策を選定する予定です。

（1）募集する安全衛生対策

高年齢労働者安全衛生対策の技術・機器・取組等のうち、世の中に広く普及していない独創的・先進的なものが対象となります。また、他社の特許権を侵害する対策は対象外となります。他社が特許権を有する対策の場合には、申請前までに権利を有する者より許可を得てください。

以下に、既存の高年齢労働者安全衛生対策の例を示しますが、これら以外の独創的・先進的な対策が対象となります。ただし、以下の対策と同様のものであっても、原理や効果等に独創性・先進性が認められるものは対象となります。

(既存の高年齢労働者安全衛生対策の例)

- ・自動ブレーキや踏み間違い防止機能付き車両
- ・熱中症防止ファン付き作業着
- ・作業場内段差解消のための補修
- ・見やすい標識や警告灯の設置
- ・高年齢労働者の体力低下について気づきを促す取組
- ・ウェアラブル端末を活用したバイタルデータの「見える化」
- ・トレーナーや施設・設備による筋肉量の維持向上
- ・食事による栄養確保の視点からの歯科検診や歯科保健指導

(2) 応募期間

令和3年5月28日(金)から7月15日(木)まで(必着)

(3) 応募方法

別紙1「実証要領」を確認し、本事業について理解を深めた上で、下記相談先に申請方法等について事前に相談した後、別紙2「実証申請書」に必要事項を記入の上(必要に応じて添付資料※を添えてください)、郵送にて下記応募先まで提出してください。また、申請書、添付資料の電子ファイル(Wordファイル等)もメール等にて提出してください。

※別紙2「実証申請書」の注意書きを確認した上で、必要に応じ、以下の書類を添付してください。添付資料は任意の様式で作成してください。

- ・パンフレット、カタログ等：対策機器・技術等の原理、効果、特徴等を表現する資料として
- ・仕様書：対策機器・技術等の仕様を証する資料として
- ・維持管理等のマニュアル：対策機器・技術等の維持管理、運用方法等の情報を証する資料として
- ・申請許可文書：他社が特許権等を有している場合に、権利を有する者からの申請許可を証する資料として
- ・試験提案書：対策の労働災害防止効果等を評価するための試験方法を提案する資料として
- ・試験実施場所の所有者の使用許可文書：試験実施場所の使用許可を証する資料として
- ・先行して実施した試験の情報(試験結果報告書等)：先行して実施した試験の方法、結果等を証する資料として

(4) 実証費用

安全衛生対策の効果等を実証するための試験、報告書作成、有識者による実証検討会の運営に係る費用等は国が負担します。ただし、安全衛生対策機器等の試験実施場所への持込み、設置、稼動、撤去、申請者自身の旅費等の費用は、申請者にご負担いただきます。

3. 応募のための事前相談

応募前に申請書の記載方法や実証方法等に関する相談を受けることができます。下記相談先までお気軽にご相談ください。なお、応募期間中の相談を基本としますが、次年度以降の申請等のために、応募期間外に相談することも可能です。

4. 実証対象の安全衛生対策の選定に関する留意点

別紙3「実証対象の安全衛生対策の選定方法」に従い、実証対象の安全衛生対策を選定します。選定予定の安全衛生対策数に制限があるため(選定予定数：3件)、応募されたすべての安全衛生対策が実証対象として採用されるとは限りません。

5. 問合せ・相談・応募先

高年齢労働者安全衛生対策機器実証事業 実証機関 (受託者)

一般社団法人埼玉県環境検査研究協会

〒330-0855 埼玉県さいたま市大宮区上小町 1450-11

e-mail:vhs-mew@saitama-kankyo.or.jp

TEL:048-649-5496 FAX : 048-649-5493

労働安全衛生対策 実証事務局 岸田、大塚、長濱 宛て

6. その他

実証対象として選定された安全衛生対策の申請者に対しては、実証完了後に厚生労働省または受託機関より、対策の普及状況等に関するアンケート調査を実施する予定としておりますので、回答への協力をお願いいたします。